解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

東京都江戸川区北小岩四丁目五番八号一階

医療法人社団茜遥会

清算人　目々澤　肇

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十三日開催の集会議事録の決議により解散したので当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

福井市渕三丁目二九〇七番地

クレール管理組合法人

清算人　戸塚　真吾

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二十七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

愛知県豊田市栃本町日面三八番地

宗教法人專藏寺

清算人　永田以和貴

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月九日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

香川県丸亀市塩屋町五五番地

宗教法人教覺寺

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年五月一日三重県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

三重県度会郡度会町棚橋一二一五番地一

度会町土地改良区

清算人　中村　忠彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十七日奈良地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

奈良市大字矢田原乙二七八番地

宗教法人実行教矢田原教会

奈良市角振町三九番地の一山田ビル一階

らまち法律事務所　清算人　宮坂　光行

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

大分県宇佐市安心院町内川野四三一番地の一

農事組合法人びしゃもん

清算人　佐田美次郎

第五十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表

（単位・千円）

資産の部

流動資産	八、四〇二、六九九
固定資産	四八七、七六八
資産の部合計	八、八九〇、四六八
負債及び純資産の部	
流動負債	一、八九一、二五二
固定負債	五一二、六〇一
負債の部合計	二、四〇三、八五四
株主資本	六、四六三、三八八
資本金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	六、三六三、三八八
（利益準備金）	（二五、〇〇〇）
（その他利益剰余金）	（六、三三八、三八八）
（うち当期純利益）	（八四一、八三七）
評価・換算差額等	二三、二二五
有価証券評価差額金	二三、二二五
純資産の部合計	六、四八六、六一四
負債及び純資産の部合計	八、八九〇、四六八

令和八年六月十九日

東京都港区芝浦一丁目二番一号

株式会社日設

代表取締役　繁尾　明彦

第78期決算公告

令和8年6月19日

青森県十和田市西三番町20―63

SANBONGI 三本木商事株式会社

代表取締役　長谷地　信也

貸借対照表の要旨（令和8年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,133
	固定資産	59,697
	合計	103,830
負債及び純資産の部	流動負債	39,083
	固定負債	19,924
	株主資本	44,823
	資本金	17,500
	利益剰余金	27,323
	利益準備金	1,853
	その他利益剰余金	25,470
	（うち当期純損失）	(4,744)
	合計	103,830